

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第46号

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例（平成12年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>第1 略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、飲用に適した水に混入しないよう防止策を講じた上で、<u>食品、添加物、器具又は容器包装</u>（以下「食品等」という。）に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでない。</p> <p>(2) 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合には、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の<u>登録を受けた者</u>（以下「検査機関」という。）において年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間保存すること。また、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。</p>	<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第2条 法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第3条 法第51条に規定する営業施設の基準は、すべての業種に適用する共通基準にあっては別表第2のとおりとし、営業の業種別に適用する業種別基準にあっては別表第3のとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により業種別基準によることができない場合であって、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準を緩和することができる。</p> <p>別表第1 公衆衛生上講ずべき措置の基準（第2条関係）</p> <p>第1 施設等における衛生管理</p> <p>1～5 略</p> <p>6 使用水の管理</p> <p>(1) 施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、飲用に適した水に混入しないよう防止策を講じた上で、<u>食品等</u>に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでない。</p> <p>(2) 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合には、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の<u>指定する者</u>（以下「検査機関」という。）において年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間保存すること。また、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。</p>

(3)・(4) 略

(5) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認すること。また、その結果を記録するよう努めること。

7～11 略

12 略

(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

(2) 法の規定に違反する食品等に関する情報及び消費者の健康被害(食品等に起因し、又は起因すると疑われるものであると医師により診断されたものに限る。)に関する情報について、知事又は保健所長へ速やかに報告すること。

第2 略

第3 略

営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、食品等及び施設で使用する水の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。特に、洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

別表第2 略

1・2 略

3 略

(1) 略

(2) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に殺菌装置又は浄水装置を備えること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3)・(4) 略

(5) 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認すること。また、その結果を記録するよう努めること。

7～11 略

12 情報の提供

消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

第2 略

第3 従事者に対する教育訓練

営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。特に、洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

別表第2 共通基準(第3条関係)

1・2 略

3 給水

(1) 略

(2) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に滅菌装置を備えること。